

大和市告示第8号

大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年1月16日

大和市長 大 木 哲

大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」別紙。次条において「国要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において本市が実施する出産・子育て応援給付金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 本市は、この要綱に定めるところにより、国要綱に規定する出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 給付金の種類は、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとする。

3 第5条から第7条までの規定にかかわらず、第5条から第7条までの規定により給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しない。

(1) 他市町村（特別区を含む。）において、当該妊娠又は児童に係る給付金又はこれと趣旨を同じくするものの支給を受けた場合

(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

(支給額及び支給方法)

第3条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 出産応援ギフト 1回の妊娠（多胎妊娠を含む。）につき50,000円

(2) 子育て応援ギフト 子育て応援ギフトの算定の基礎となる児童（令和4年4月1日以後に出生した者をいう。以下「対象児童」という。）1人につき50,000円

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合

は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(面談の実施)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、妊娠又は出産をしたものに対し、別に定めるところにより妊娠時面談又は出生後面談を実施する。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 配偶者からの暴力等を理由に避難し、本市に住所を有する者

(出産応援ギフト支給対象者)

第5条 出産応援ギフトの支給の対象となる者（以下「出産応援ギフト支給対象者」という。）は、妊婦（令和4年4月1日以後に本市に対し母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の妊娠の届出をした者に限る。）であって、原則として当該妊娠に係る前条の妊娠時面談を受けたものとする。

(子育て応援ギフト支給対象者)

第6条 子育て応援ギフトの支給の対象となる者（以下「子育て応援ギフト支給対象者」という。）は、第8条第1項の規定による申請（以下単に「申請」という。）を行う時点において対象児童を養育する者であって、原則として当該対象児童に係る第4条の出生後面談を受けたものとする。

2 対象児童について、前項に規定する要件を満たす者が2以上あるときは、そのうち1人のみを子育て応援ギフト支給対象者とする。

(支給対象者の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、出産応援ギフト支給対象者の要件を満たす者又は子育て応援ギフト支給対象者の要件を満たす者が未成年者であって、当該未成年者に同居の養育者がいるときは、当該養育者を支給対象者とする。

(支給申請、決定等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、大和市出産・子育て応援ギフト申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市出産・子育て応援ギフト支給決定通知書により申請者に通知するとともに、給付金を支給し、支給しないときは大和市出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請期間)

第9条 申請は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に行うも

のとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、別に定める日までに行うものとする。

(1) 出産応援ギフト 当該妊娠中の期間

(2) 子育て応援ギフト 対象児童の誕生日以後4月を経過する日までの期間

(不当利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受け、又は受けようとした者があつたときは、第8条第2項の規定による支給決定を取り消し、及び大和市出産・子育て応援ギフト支給取消通知書兼返還請求書により当該者に対し給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行日前の妊娠届出者及び出生届出者に対する特例)

2 第4条の規定にかかわらず、市長は、施行日前に妊娠の届出を行った第5条に規定する妊婦（次項において「施行日前妊娠届出者」という。）及び施行日前に出生の届出がされた対象児童を養育する者（以下「施行日前出生届出者」という。）に対し、面談に代えて、別に定めるところによりアンケートを実施する。

3 施行日前妊娠届出者（施行日前出生届出者を除く。）に対する第5条の規定の適用については、同項中「前条の妊娠時面談を受けた」とあるのは、「附則第2項のアンケートに回答した」とする。

4 施行日前出生届出者に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「第4条の出生後面談を受けた」とあるのは、「附則第2項のアンケートに回答した」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定により子育て応援ギフト支給対象者となった施行日前出生届出者（原則として日本国内の市町村（特別区を含む。）に対し当該妊娠の届出をした者に限る。）は、出産応援ギフト支給対象者とみなす。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市出産・子育て応援ギフト申請書	第8条
第2号様式	大和市出産・子育て応援ギフト支給決定通知書	第8条
第3号様式	大和市出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書	第8条
第4号様式	大和市出産・子育て応援ギフト支給取消通知書兼返還請求書	第10条